ハ　法第二条第九号の二ロ、法第二十七条第一項（防火設備に関するものに限る。）若しくは法第六十一条（防火設備に関するものに限る。）又は令第百十二条第一項若しくは第十一項ただし書、令第百十四条第五項、令第百二十九条の二の四第一項第七号ハ若しくは令第百三十七条の十第四号の規定に基づく認定　次に掲げる基準に適合する試験方法

(1)～(3)　（略）

ニ　法第二十二条第一項又は法第六十二条の規定に基づく認定　次に掲げる基準に適合する試験方法

(1)　（略）

(2)　通常の火災による火の粉及び市街地における通常の火災による火の粉を適切に再現することができる装置を用い、通常の火災による火の粉（法第六十二条の規定に基づく認定の評価を行う場合にあっては、市街地における通常の火災による火の粉）を適切に再現した試験により行うものであること。

(3)　（略）

ホ　法第三十条第一項第一号又は第二項の規定に基づく認定　次に掲げる基準に適合する試験方法

(1)～(3)　（略）

ヘ・ト　（略）

五　（略）

（指定性能評価機関）

第七十一条の二　指定性能評価機関のうち、一般社団法人又は一般財団法人であるものの名称及び住所、指定の区分、業務区域、性能評価の業務を行う事務所の所在地並びに性能評価の業務の開始の日は、次のとおりとする。

指定性能評価機関		指定の区分	業務区域	性能評価の業務を行う事務所の所在地	性能評価の業務の開始の日
名称	住所				
一般財団法人日本建築センター	東京都千代田区神田錦町一丁目九番地	第五十九条第二号の二、第二号の三、第五号から第八号の二まで、第八号の四から第十号の二まで、第十二号から第十二号の三まで、第十三号から第十	日本及び外国の全域	イ　本部　東京都千代田区神田錦町一丁目九番地 ロ　大阪事務所　大阪府大阪市中央区南本町一丁目七番十五号	平成十二年六月十六日

ハ　法第二条第九号の二ロ、法第二十七条（防火設備に関するものに限る。）若しくは法第六十四条又は令第百十二条第一項、令第百十四条第五項若しくは令第百二十九条の二の五第一項第七号ハの規定に基づく認定　次に掲げる基準に適合する試験方法

(1)～(3)　（略）

ニ　法第二十二条第一項又は法第六十三条の規定に基づく認定　次に掲げる基準に適合する試験方法

(1)　（略）

(2)　通常の火災による火の粉及び市街地における通常の火災による火の粉を適切に再現することができる装置を用い、通常の火災による火の粉（法第六十三条の規定に基づく認定の評価を行う場合にあっては、市街地における通常の火災による火の粉）を適切に再現した試験により行うものであること。

(3)　（略）

ホ　法第三十条の規定に基づく認定　次に掲げる基準に適合する試験方法

(1)～(3)　（略）

ヘ・ト　（略）

五　（略）

（指定性能評価機関）

第七十一条の二　指定性能評価機関のうち、一般社団法人又は一般財団法人であるものの名称及び住所、指定の区分、業務区域、性能評価の業務を行う事務所の所在地並びに性能評価の業務の開始の日は、次のとおりとする。

指定性能評価機関		指定の区分	業務区域	性能評価の業務を行う事務所の所在地	性能評価の業務の開始の日
名称	住所				
一般財団法人日本建築センター	東京都千代田区神田錦町一丁目九番地	第五十九条第二号の二、第二号の三、第五号から第八号の二まで、第八号の四から第十号の二まで、第十二号から第十二号の三まで及び第十三号から第	日本及び外国の全域	イ　本部　東京都千代田区神田錦町一丁目九番地 ロ　大阪事務所　大阪府大阪市中央区南本町一丁目七番十五号	平成十二年六月十六日